

# 箕面市財政運営基本条例の概要

## 策定の背景

平成24年度決算で平成14年度以来10年ぶりに、経常収支比率（臨時財政対策債を除く）100%以下の完全収支均衡を達成しました。また、平成26年度当初予算で、平成13年度以来13年ぶりに完全収支均衡を達成することができました。

これまでの改革の成果を維持し財政規律を高いレベルで堅持するため、自らを律するルールとして、本条例を策定しました。

策定にあたっては、厳しい基準を定めた大阪府財政運営基本条例をベースとしました。

## 目的

- 社会経済情勢の変化や市の実情に対応した施策を、自主的かつ総合的に実施します。
- 将来にわたって健全で規律のある財政運営の確保を図り、市民の福祉を維持向上します。

## 基本理念

### 規律の確保

- 将来の世代に負担を先送りしません
- 世代間の公平な負担を基本とし、市民の受益と負担の均衡を図ります

### 計画性の確保

- 中長期的な見通しを持ちます
- 予測しがたい情勢の変化に対応します

### 透明性の確保

- 市民の市政への関心・理解を深め、信頼を向上させます

## 第2章 規律の確保

### ✓ 収入の範囲内で予算を組む

- 新規施策実施時には、安定的な財源の確保に努める
- 市債の適切な発行
- 反復・継続的な単年度貸付けの禁止
- 年度を超えた基金からの借入れ禁止を明確化

### ✓ 財政のリスクマネジメント

- 環境の変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応
- 損失補償等を原則禁止

### ✓ 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担

- 他の当事者や関係者との適切な役割分担・費用分担
- 国・府の制度・施策に対する提言や義務付けの見直しなど必要な措置の要求
- 使用料・手数料など受益者による適正負担

## 第3章 計画性の確保

### ✓ 中長期の財政状況の試算・公表

- 予算審議や計画的な財政運営のため、中長期試算を公表

### ✓ 財政健全化に係る目標の設定

- 健全化判断比率を、早期健全化基準未滿に抑制

### ✓ 計画的な基金積立て

- 公共施設の修繕・建替えなどの経費に充てるため、計画的に基金を積立て

### ✓ 財政の現状・目標について市職員で認識を共有

## 第4章 透明性の確保

### ✓ 財務諸表など財政情報の積極的な公表

## 第5章 特定事業の財政運営

### ✓ 財政上の配慮を要する事業について、財政リスクや影響を管理・公表

- 特定事業に、北急延伸、新市立病院整備を位置づけ、財源ルールを規定
- 毎年度、事業実施期間における収支計画を策定・公表
- 毎年度の決算時に、進捗状況や財政運営に与える影響額を議会に報告

### ✓ 収入の範囲内で予算を組む

- 収入の範囲内で予算を組む原則を規定
  - 現在と将来の市民の負担の公平を図る観点から収入の範囲内で支出する
  - 予算を伴う新規施策には、見込まれる費用を賄える安定財源の確保に努める
- 市債の適切な発行
  - 市債発行に当たっては、実施事業の必要性を精査し、返済に係る負担が将来における健全な財政運営を損なわないよう留意する
  - 市債発行は、原則として世代間の公平性等を担保するための建設地方債や返済経費の一部を地方交付税として国が財源保障する市債のみとする
  - 上記以外の市債の発行に当たっては、将来にわたって返済に係る財源を確保でき、健全化判断比率が早期健全化基準(財政破たん寸前を示す基準)を上回らない見通しであることが明確な場合に限る
- 反復・継続的な単年度貸付けを禁止
  - 実態的には長期貸付けとなる反復かつ継続的な単年度貸付けを禁止(中小企業向け制度融資等の預託金は対象外)
- 年度を超えた基金からの借入れを禁止

### ✓ 財政のリスクマネジメント

- 環境の変化に伴って必要な事業見直し・撤廃などは、先送りせず行う
  - 新規事業を実施するときは財政リスクの把握に努め、予算編成過程においてリスクを明示
  - 事業開始後は損失の発生予防に努め、損失発生が確実なときは、損失の拡大防止のため、事業手法の見直し、事業の中止などの措置を講ずる
- 損失補償等を原則禁止
  - 市以外の者の債務について、真にやむを得ない理由がある場合を除き、損失補償の債務を負担しない
  - やむを得ず債務を負担する場合は、その必要性等を公表するようルール化

### ✓ 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担

- 権限・責任、受益の度合いを踏まえ、適切な役割分担と費用負担を図る
  - 他の当事者や関係者との適切な役割分担・費用分担を行う
  - 国・府の制度・施策に対する提言を行い、適切な費用負担や義務付けの見直しなど必要な措置を求める
- 施策の水準と市民負担の状況のバランス
  - 施策の立案・見直しに当たっては、市域の行政需要、財政状況、他の市町村における実施状況などを勘案し、施策の水準と市民負担の状況のバランスをとる
- 受益者による適正負担の基本原則を規定
  - 受益者が特定される場合は、公平性の観点から原則として使用料や手数料を定め、適正な負担を求める

### ✓ その他

- 事業等に係る基本的な留意事項
  - 民間で担うことができる事業等は民間に委ねる。市が行う場合も、民間の視点を重視
  - 市と市以外の者の役割分担や協働のあり方、実施の方法を十分に考慮
  - 財政的援助は、事業主体の自主的な努力を促す制度とし、金額を精査
  - 透明・公正な競争を通じて、事業等が効果的・効率的に行われるよう幅広く参入の機会を提供



## 計画性の確保

### ✓ 中長期の財政状況の試算・公表

- 予算審議や計画的な財政運営の参考のため、毎年度、中長期の財政状況を試算・公表
- 予算編成に先立って、翌年度の仮収支を試算・公表

### ✓ 財政健全化に係る目標の設定

- 健全化判断比率について、早期健全化基準未滿に抑制することを明記
- 当初予算の編成、決算の公表に当たっては、健全化判断比率を算定・公表

### ✓ 計画的な基金積立て

- 公共施設の修繕・建替えなどの経費に充てるため、計画的に基金を積立てる
- 災害など緊急かつ必要やむを得ない財政需要に備え、必要な額を財政調整基金に積立てる

### ✓ 財政の現状・目標について市職員で認識を共有

- 財政の現状・見通しと目標について、市職員への周知徹底を図る

## 透明性の確保

### ✓ 財務諸表など財政情報の積極的な公表

- 毎年度、普通会計の財務諸表と、第三セクター等を連結した財務書類を作成・公表
- 財政状況の公表(地方自治法に基づき年2回実施)に関する他条例の規定を統合

### ✓財政上の配慮を要する事業について、財政リスクや影響を管理・公表

- 大規模な公共施設・社会基盤施設の整備など、複数年にわたって財政上の配慮が必要な事業を特定事業として規定
- 特定事業については、毎年度、事業実施期間における収支計画を策定・公表するとともに、決算に当たって、進捗状況や財政運営に与える影響額を議会に報告
- 特定事業に、北大阪急行南北線延伸事業、新市立病院整備事業を位置づけ、財源充当ルールを規定

#### 北大阪急行線延伸事業への財源充当ルール

延伸に必要な支出は、原則としてポートレース事業会計繰入金と北大阪急行南北線延伸整備基金のみで賄う。

- ① まずポートレース事業会計繰入金を充当
- ② 足りない場合は、北大阪急行南北線延伸整備基金を使い、ポートレース事業会計繰入金之余の場合は、北大阪急行南北線延伸整備基金に積立て
- ③ なお不足する場合は、一時的に都市施設整備基金を使い、後年度にポートレース事業会計繰入金で補填

▶令和5年度に当該特定事業にかかる必要額を北大阪急行南北線延伸整備基金に全額確保できたため、本ルールを改正し、残る支出は基金のみで賄うこととしています。

#### 新市立病院整備事業への財源充当ルール

整備に必要な支出は、国・府補助金、指定管理者負担金のほか、原則としてポートレース事業会計繰入金と新市立病院整備基金のみで賄う。

- ① まずポートレース事業会計繰入金を充当
- ② 足りない場合は、新市立病院整備基金を使い、ポートレース事業会計繰入金之余の場合は、新市立病院整備基金に積立て
- ③ なお不足する場合は、施設整備費に限り一時的に都市施設整備基金を使い、後年度にポートレース事業会計繰入金で補填